

県有地の貸付に関する調査及び検証特別委員会会議録

日時 令和3年4月15日（木） 開会時間 午後4時30分
閉会時間 午後5時6分

場所 委員会室棟大会議室

委員出席者 委員長 皆川 巖
副委員長 土橋 亨
委員 白壁 賢一 山田 一功 猪股 尚彦 渡辺 淳也
志村 直毅 向山 憲稔 浅川 力三 早川 浩
遠藤 浩 臼井 友基 桐原 正仁 山田 七穂
飯島 修 小越 智子

説明のため出席した者

総務部長 市川 康雄 総務部理事（次長事務取扱）入倉 博文
資産活用課長 小澤 浩 行政経営管理課長 眞田 健康
林政部長 金子 景一 林政部次長 河西 博志 林政部技監 山田 秋津
林政部技監 鷹野 裕司 県有林課長 斉藤 直紀

議題（付議事件）

県有地の貸付に関する調査及び検証に関する件

会議の概要 まず、委員長より河西敏郎委員の辞任にともない山田一功議員が委員に指名され、また、各会派代表者会議において決定された各会派への割り振りに基づき、志村直毅議員、早川浩議員、遠藤浩議員、臼井友基議員、桐原正仁議員、山田七穂議員が委員に指名され、あわせて委員席が指定された。次に、執行部より提出された各資料について執行部から説明を受けた後、質疑を行ったが、中間報告の内容について各自が読み込む時間が必要であることから、日を改めてこの中間報告を含めた審議を行うこととなった。

主な質疑等

※執行部提出資料にかかる質疑等について

質疑

向山委員 中間報告も出てきてかなり資料が膨大となっているので、なかなかここで全て目を通して質問することは難しいと思うんですけども、また今わかる範囲でちょっとお伺いをしたいと思います。

事前にいただいています準備書面の中で、何点かまず確認をしたいんですけども、まず、新しい嶋内不動産鑑定士からの鑑定書によりますと、乙第84号証で出ていますが、この中で出てきている平成9年4月1日当時の鑑定評価額、これは62億円ということで、とんでもない金額になっているんですけども、

こちら辺の根拠について改めてお伺いします。

斉藤県有林課長 鑑定書に書いてあるとおりでございます。

向山委員 私もプロじゃないので、なかなかこの中を全てかみ砕けないんですけども、このもともと、今20億円ということで、平成29年当時ですね。その金額でありますけども、それがこの62億円となった部分の大きいポイントとして幾つか教えていただければと思います。

斉藤県有林課長 土地価格が公示価格等でやっていることが大きなポイントになっております。

向山委員 公示価格でやっているというのは、どういう意味かちょっと教えていただけますか。

斉藤県有林課長 公示価格をもとに評価しているという意味でございます。

向山委員 そうすると、単純に計算すると3分の1になっているから、当時の公示価格は3倍だということでしょうか。

斉藤県有林課長 おおむねそのとおりでございます。

向山委員 承知しました。でいきますと、山梨県の現状の今の主張、考え方としては、平成9年当時は、ここにかかわる約440ヘクタールについては、62億4,248万円が適正額だということは、山梨県の考え方ということで、ここで確認させていただきたいと思います。

斉藤県有林課長 そのとおりでございます。

向山委員 承知しました、ありがとうございます。では、いただいている準備書面の中で、原告側の主張ですけども、原告側は第9準備書面において、自白が成立をしていると。この部分に関していいますと、山本元知事の部分、また後藤前知事の部分、補助参加人の部分については、違法無効、なおかつ義務があったにかかわらず行った事実ということで自白ということですけども、先ほどの中間報告の中でいいますと、すれ違う部分がかかなり出てくるかと思うんですが、ここについてはどのようにお考えでしょうか。

斉藤県有林課長 先ほどの中間報告の内容につきましても、今回の御質問につきましては、訴訟進行上、ちょっと答えを控えさせていただきたいと思います。

向山委員 訴訟にかかわるものではなくて、要はこの中間報告でいくと、原告とこれまでは主張が全て一致をしていたということだと思うんですが、じゃあ、質問をかえますと、この中間報告によって、これまでの主張が変わっている部分と原告側が捉える可能性が多くあると思いますが、そこについてはどのようにお考えでしょうか。

斉藤県有林課長 今までは、過去の知事の責任については主張してございませんので、その部分がちょっと変わってくるかと思われまます。済みません、今までは知事の過去の責任等については、損害賠償については、訴訟において議論してございませ

るので、その部分も中間報告で今度入ってきたと思います。

向山委員 承知しました。そうすると、これは原告の方が県側の意思を誤解をしていて、この準備書面になっていると。この原告側の主張でいきますと、被告の自白が成立していると言い切っています。その中で義務があったにもかかわらず、これを怠った事実、あるいは後藤前知事については、これは議会の議決なくして適正な対価を下回る賃料で締結した事実。補助参加人は違法無効であるというところですけども、例えば山本元知事で言うと、怠った事実、義務があったにも怠ったという部分については、原告側がこれまでの主張を誤解してここで書いてしまっているという可能性もあるんでしょうか。

斉藤県有林課長 原告の主張でございますので、コメントは控えさせていただきたいと思いません。

向山委員 承知しました。原告側の損害賠償請求額をこれまで主張をしているわけですので、また原告とそこの争いが今度出てくると思います。そこの主張内容は、今回これだけの金額をかけて中間報告をつくっていただいたもので、足立弁護士がそのまま継続してやられると聞いていますので、その中で原告側と争っていく部分ではないかなと思っていますが、今後の訴訟の中身ではなくて、原告と今度その争う部分については、県の中でどのように今度決定をして、こういう結果が出た上で、主張としてそれをやっていく上で、今度原告とは一致しない部分が出てきますので、そこについては今後どのように庁内で検討されていくようなお考えでしょうか。

斉藤県有林課長 代理人弁護士と協議し、考えていくことになろうかと思えます。

向山委員 1点だけ、原告と一致をしていないということでもいいんですよね。この中間報告で出てきた部分については、請求を全て飲み込んでいるわけではなくて、要は歴代知事の請求を認めていないわけですから、原告とは一致をしていないということで、そこだけちょっと確認させてください。

斉藤県有林課長 その点については、原告とは一致しておりません。

向山委員 中間報告の中を見ますと、先ほど御説明がありましたように、歴代知事の方々については、後藤前知事の方はかなり細かく、なんか責任がないと書いてありますけども、ここは原告との大きな違いになってくると思いますけども、一方で、そこの歴代知事に責任はなかったんですけども、富士急行のこの33ページ以降の部分だと思いますが、ここについては、特に33ページの部分に関していうと、違法無効というところに関しては、これは継続をして、その主張自体は変えることはないという考えでよろしいでしょうか。

斉藤県有林課長 そのとおりでございます。

向山委員 その上で、この富士急行との損害賠償請求権及び不当利得返還請求権とありますけども、確認ですけども、今現状で原告から請求をされている部分以外にも、この損害賠償請求あるいは不当利得請求が存在をする可能性があるということ、ここで明示をしているっていうことでよろしいですか。

斉藤県有林課長 金額等、請求額等に違いがございますので、こちらの主張をしっかりと伝えていきたいと考えているところでございます。

向山委員 主張を伝えていくのは、ぜひ今までどおりやっていただきたいんですけども、要は例えば先ほどの新しい数字で出てきた平成9年当時のものも含めて62億円っていうものがあるわけですよ。その差額分でいくと、相当な金額になると思いますので、そこについての最終的には、やっぱり県民の県税が損失をしているということになるので、その責任はどこに求めていくのかっていうことになると思います。

そうした際に、歴代知事にその責任はなかったということになれば、自動的に、じゃあどこに責任があるのか、富士急行にどこまでその損害賠償請求としてのこの部分の補填を求めていくのかっていうことになると思うんですが、時効の関係もありますので、そこら辺をどこまで精査をして、山梨県として今後取り組んでいくようなお考えでしょうか。

斉藤県有林課長 今回の御質問は、訴訟に関するところでありますので、訴訟進行上、ちょっと答えは控えさせていただきます。

向山委員 訴訟の中身じゃなくて、その考え方として、過去の今の訴訟でやられている部分以外のところで、損失が生まれている可能性が高いわけですよ。今回の特に62億円なんていう、本当は62億円入ってくるはずだったわけですよ。そこが入ってこないわけですから、そこについての責任追及とか、責任のあり方っていうのは、今後どのようにやっていくのか、その手法の部分でお伺いしたいと思います。

斉藤県有林課長 繰り返しになりますが、訴訟進行上の関係でございますので、答えは控えさせていただきます。

向山委員 重ね重ねになっちゃうんですが、訴訟の中身の部分ではなくて、要はその責任のある部分について、どのように県としてアプローチをしていくのか。要はこれだけの差額があって、しかも過去の最終的に歴代知事には責任はない可能性があるけども、富士急行にはその違法無効の状況が続いていたってことは、中間報告の中で出てきているわけですよ。そこについて、どのようにして今後県としてアプローチをしていくのか、その損害賠償請求の今の住民訴訟の中の話ではなくて、そういった責任が今回明示されたので、そこについて今後どうやって取り組んでいくのかという、そこをお伺いしたいと思います。

斉藤県有林課長 繰り返しになりますが、訴訟進行上の関係でございますので、答えは控えさせていただきます。

向山委員 今いただいた中で、訴訟の進行上の問題ならわかるんですけども、ぜひこれだけの大きな金額も含めて責任が表立ってきた部分ですので、取り組みをしっかりとわかりやすく透明性を求めていきたいと思っております。ぜひわかりやすい議論になるように、その部分については、これだけ大きな金額の部分であるので、わかりやすい取り組みをぜひ県として行っていただきたいなと思っております。

この中ではなかったんですが、51ページのところの富士急行との癒着の部分について、個人的な部分で出せない、これはどういった意味なのか、詳しくお伺いしたいと思います。

眞田行政経営管理課長 もう既に退職された方とか、事情をお聞きしては、ここの資料のところに個人名とか入っていたりしたものですから、現段階ではお示しするのは避けさせていただいた次第でございます。

向山委員 個人情報については載せる必要は全くないと思うんですが、例えば黒塗りにするとか、その個人情報の部分はなくした上で、これは大変重要な部分だと思っています。なぜかといいますと、これまで富士急行との個別交渉は、この癒着の可能性のあるからやっとなかったと根拠にされてはいたけども、この癒着がどのようなものがあって、実際にどういう結果になったかについては、これからの富士急行との交渉においても、すごい重要な部分になると思いますが、そこはいかがお考えでしょうか。

眞田行政経営管理課長 また同じようなお話になるんですけども、ここの部分、記載のところが、記載内容のところでは相手方との関係で、訴訟の追行にかかわってくるような部分がございます、この部分については、今回についてはお示しできないということで、御理解いただければと思います。

向山委員 そうすると、これまでここは争点にはなっていないんですけど、この癒着の有無が訴訟の追行上、関係するっていうことは、争点になる可能性があるということでしょうか。

眞田行政経営管理課長 その点につきましても、控えさせていただきたいと思います。

向山委員 わかりました。じゃあそこは抜きにして、この癒着自体があったのかなかったのか、個人情報の部分は抜きにして、そこはかなりきちんと説明をしないと、過った見解で広まってしまう可能性のあるところだと思いますので、現状この中間報告において、富士急行と山梨県の癒着はあったか、なかったかの有無については、いかがお考えでしょうか。

眞田行政経営管理課長 検証のほうはまだ全て終わっているというわけではございませんし、まだ全て確定しているというわけではございませんので、現段階においてはお示しはできないということで、申しわけございません、御理解いただければと思います。

向山委員 山梨県として、今お示しできないのか、そもそもこの中間報告の中でこれが確定をしていないのか、それはどちらでしょうか。

眞田行政経営管理課長 県としてまだ作業が中途という認識でありますので、まだお示しができないという段階でございます。

向山委員 はい、わかりました。じゃあ中間報告の中である程度一定程度の中身は出ていると認識をさせていただきました。

ほかの委員もいらっしゃるんで、最後にこの6,600万円の部分の報酬についてなんですけども、7,452万円という額を、この規定の中で本当は7,452万円かかったが6,600万円になったと先ほどの説明で捉えさせていただきましたが、この6,600万円のこの全額支払いになったことについては、これまでかなり県民の皆さんからもいろんな御意見があった中で、全額概算払いが使われたということに関しては、この支払いも含めて、適正な支出、適正

な金額だったと総じて今の現時点でどうお考えになっているか、お伺いしたいと思えます。

眞田行政経営管理課長 今回提出されました中間報告の記載内容、またその中間報告をつくるに当たって、これだけの資料の内容を精査していただいたこと、また、作業時間等の検証を実際、私どもが行っており、そういったものを総合的に勘案しまして、6,600万円の支出については、妥当であると判断をしたところでございます。

向山委員 今の現状の県の説明では妥当だいただきました。この中間報告が成果物という捉え方でいいのでしょうか。

眞田行政経営管理課長 契約上は中間報告を作成するという事になっておりますので、これが成果物となります。

向山委員 文言だけの問題かもしれませんが、中間報告があるということは、最終報告があると。そこはこの6,600万円とはまた別の作業として、これから発注をすることになるのでしょうか。

眞田行政経営管理課長 中間報告ということですので、検証委員会自体も今年度1月まで行う予定になっております。その中で検証を継続いたしますが、ただかなりの内容については、もう既にでき上がっているという認識で私どもはおります。今後の検証の進捗状況で必要に応じて追記、修正というものが生じるとは思いますが、特別な委託を使うとか、そういうことは一切現時点では考えておりません。

向山委員 最後に、4月20日、次の口頭弁論で歴代知事の責任追及を求められていると思うんですが、今回、今手元にいただいて、これを全て読み砕くことはなかなか難しい部分もありますので、ぜひその4月の次の口頭弁論の準備書面も含めて、また改めてこうした機会での中間報告書も含めた質疑の場をいただければなと思えます。

遠藤委員 裁判も難しい時期に入ってきていると思うので、いろいろ答えられない部分もあろうかと思えますが、今まで議会の中でも議論があったり、知事の答弁もあったりして、また今回も成果物にも書かれてありますし、準備書面のほうにもある内容でお伺いをしたいと思えます。

富士急行の造成、この県有地に対しての造成についてであります。この準備書面のほうでは、造成が細かく書いてあるんですが、簡単にいうと、どんな内容でどういう財源で行ったのか、お聞かせいただきたいと思えます。

斉藤県有林課長 富士急行の山中湖別荘地において、どのような造成が行われたかという質問でございますけれども、富士急行からは、みずから具体的に、いかなる行為を行ったとか、それらについて幾らの費用を負担したのかを明らかにしていない状況でございます。しかし、富士急行から昭和37年に山梨県に提示されました山中湖畔別荘開発計画書というのがございます。それによりますと、別荘敷の下刈りや道路整備、あとは配水管や水道タンク、電灯の整備が計画されたということから、このような行為が行われたと考えられておるところでございます。

あと、費用についてでございますけれども、富士急行が造成費用については、こちらについても明らかにしていないということでございますけれども、少なくとも昭和37年から39年にかけての開発では、その当時やはり山梨県に出された資料によりますと、やはり別荘契約者から契約時に徴収する施設分担金というのによって賄ってきたのではないかと考えてございます。

さらに、同社のウェブサイトにも別荘契約者に対して、転貸借賃の設定ないし販売を行っております、その代金を既に収受しております。さらに、富士急行がこれまでに転借した別荘地が今70万坪ほどございますので、ウェブサイトに記載されています1坪当たり3万円ということで計算しますと、設定ないし販売代金の総額は約200億円と試算されることとなりますので、既に回収しているということは明らかであると思えます。

遠藤委員 ちょっと今マスクの関係で、はっきり聞き取れなかったんですが、多分ホームページに書かれた内容をお読みになったのかなって思うんですけども、今回のこの開発は、議会答弁ではもう既に42年の段階で終わっているんじゃないかということ、知事も答弁されたと認識していますが、そういう理解でよろしいのでしょうか。

斉藤県有林課長 富士急がいつどのように造成して費用負担したかというのは、明らかにしてございませんけれども、現在造成は終わっていると思えます。

遠藤委員 明らかにしていないことは適正なのかどうなのか。県としてそれを把握する必要があるのかどうか、その辺についてはいかがですか。

斉藤県有林課長 やはり明らかにしていただくことも大事だと思うんですけども、やはり富士急は営業上の秘密として、造成費用やその権利金収入などを明らかにしておりませんので、やはり明らかにしていただきたいと思っております。

遠藤委員 代表質問だったと思うんですが、知事答弁で161億円以上あるのではないかというような、留保されているんじゃないかというような答弁がありましたけれども、その金額がそれに対応する金額と理解してよろしいでしょうか。

斉藤県有林課長 161億円というのは、1区画を700万円として計算して2,300区画ということで計算して161億となったと思いますが、先ほど私が申しましたのは、坪数で説明させていただきまして、70万坪で1坪3万円ということで210億円という試算になりますので、それによって既に回収されていると考えております。

遠藤委員 もちろんそれは明らかにしていく必要があるってことなので、今後どう対策を講じていくんでしょうか。これは裁判上、秘密にしておかなきゃいけないことなのかどうなのか、ちょっとわかりませんが、その辺はどう考えられていますか。

斉藤県有林課長 やはり裁判進行上、お答えは控えさせていただきたいと思っております。

白壁委員 6,600万円のこの関係、ちょっと教えてほしい。まず1つは、足立弁護士

ってというのは何人いるのか。

眞田行政経営管理課長 今回のこの委託の対応した弁護士の数ということでよろしいでしょうか。それとも事務所の弁護士数でしょうか。

白壁委員 足立弁護士は1人だよ。その人は、1日当たりの労働時間ってというのは14時間も15時間も労働するんだ。それで、単純に割っても、そうなんだけど、あと当初1時間当たり16万円って見積もりがありましたよね。それを割って5万円と3万円、3万円が何人かいましたよね。3万円の人が二百何十時間、5万円の人ってというのが千二百何十時間、これを割ってくと1日の睡眠時間ってどうなるんだろうと思ったんだけど、だから何人かいるのかなって思って。ちょっとこの内訳がわからないんで教えてください。

眞田行政経営管理課長 まず1時間5万円の単価で積算している弁護士の方は、足立弁護士と小島弁護士です。足立弁護士が910時間、小島弁護士が304時間、3万円の方が佐々木弁護士で235時間という内訳になってございます。

白壁委員 当初の見積もりというか、中には足立弁護士が、全部で1時間当たり16万円でそれを合わせていったら6,600万円で、6,600万円ありきで、それを分散していったら、5万円の足立弁護士が何時間で、3万円の補助人が何時間、何で足立弁護士なの？って聞いたら、この人はこういうことについて精通していると。ということだったよね。そのときには、そのほかの人で、このほかにも5万円の人がいまして、こういう方を使う予定でありまして、この人も足立弁護士に近く実力を発揮できる方ですと、そういう説明はなかったんだよね。なんだけど、なぜか知らないけど、そういう形になっているんだけど、これどういうことなんだろう。

眞田行政経営管理課長 最終的に契約を締結するときにおける最終的な見積書におきましては、弁護士3名ということになっておりまして、5万円の弁護士1人900時間、またもう一人の5万円の弁護士が200時間、3万円の弁護士については167時間という見積書が出ておりまして、その見積書に基づきまして業務委託契約のほうを締結しているところでございます。

白壁委員 そのとき、どうして足立弁護士なのかっていう話が質問で出たと思う。そうしたらそういう答弁だったんだよ。あなたじゃないんだけど。もう一点、あとこの時間数、作業時間が、なんかよく数字合わせたなってる節がいっぱいあって、例えば、3万円の方で15時間働いているところが4回、ぴったりだよ。これ1時間当たりで出ているんだよ。それで、足立弁護士と同じ金額のところ、105時間ってところが3回、これ3回ある。それで、71時間っていう1時間単位のところが2回ある。何でこうなのかなって考えたときに、多分この1時間の間にこの2つをやったんじゃないかな。ということは、それをあたかも2つの作業を二重で計上しているんじゃないか。四重で計上しているんじゃないかって、これは考えられちゃう。ちょっと見てください。

例えば、資料3、3万円の人が15時間作業しました。合計45万円です。その2列目、ここも3万円の人が15時間しています。上から8列目ぐらいのところ、これも3万円の人が15時間しています。それからその下5列目のところも15時間、これは3万円の人。何でこう、これ偶然かな。普通こうな

らないと思う。だから仮説を立ててみた。きつこの4つを同じ人が同じ時間でやって、4倍に計上して七千数百万円をつくったんだろうと仮説で考えてみた。みんなこっちをそんな不思議そうな顔しても、だってそう出ている。まだほかにもある。105時間が3回ある。それは5万円の人。そうすると今度は2で割れないんだけど、なんかこれね、たまたまこんなに合うのかな。

71時間とか、72時間とか、69時間とか、13時間とかってあっていいと思うんだけど、何でだろう。不思議なんだけど。これ説明できますか。こういう報告書が来ていますって言われれば、そのとおりなんだろうけど、じゃあ、あなたたちは、これ検証したんでしょう。タイムカードとか、第三者に証明してもらおうとか、何かあってこれが、これが根拠で7千幾らですよ。5万円と3万円って今あなたが言ったのは、これで報告してありますってことであれば、今度は作業時間。作業時間になると、たまたまこんなに一緒？ 僕だけかな、こう考えるのは。違っているのかな、ちゃんとこれを確認したんですよ。タイムカードとか、第三者が立ち会って、そこへ行って、始まった時間に電話をもらって、終わった時間に電話をもらおうとか、メールをもらってあるとか、何か確認があってこれをやっているんでしょう。だけど、おかしい。絶対これ何かあると思う。

眞田行政経営管理課長 今回議会でこの資料を提出するに当たりまして、足立弁護士から提出をいただいた実績報告書等、そのまま議会で御提出することに当たりまして、事前に足立弁護士には確認を取ってございます。そのとき、足立弁護士からは、事実ですので、そのまま提出していただいて、県議会の議員の皆様へ御報告していただいて構いませんというお話をいただいております。

確かに足立弁護士、内訳が910時間という実績になっておりまして、実際契約締結した後から仮に日曜日を除いた作業日数というのが71日となります。それで計算しましても、やはり1日当たり13時間程度の作業時間にはなるというような結果になってございます。

ただ、足立弁護士は、昨年度いろいろと業務の関係の連絡のタイミングを見ますと、やはり平日以外とか深夜まで対応されているということもございまして、今回報告のあった作業時間によりまして、委託業務を行っていただいたと認識をしております。

白壁委員

それでいいです。前のとき、猪股委員も、これでは計算合わないじゃないかっていう話をしているから。それはそれでそう言っているんだから、やってももらったんだろうね。やった時間はどうなっているのか。たまたまこれ4つ一緒なのか。そっちをちょっと聞きたい。

もう一回言います。上から1列目3万円、15時間、上から2列目3万円の人15時間、上から8か、3万円の人15時間、13列目、3万円の人15時間、たまたまこれ15時間4つ合わさったのかな。それだけじゃないんだよね。105時間が3つある。一番上、5万円の方、次、9と10列目、71時間が2つある。あと25時間も2つある。なんかこういう数字好きなのかな。ここはおもしろいね。普通こうはにならないと思うよ。作業って、1時間でここ、きょうはここまでやろうねっていったら、いや1時間過ぎちゃったとか、余ったとか、ぴったりこうやって割っていったら、この数字でピタッと来るようなことあるのかな。皆さん、どう思う。

皆さんには、だからそれを立証するだけのものがあるでしょう。お金払ったんだから。もう前受けで払っているんだけどね。立証する前に払っているんだけど、それは後で余ったら戻してもらってという契約になっているからいいん

だけど、ちゃんと確認しているんでしょう。どういう方法で確認したんですか。すごい腑に落ちない、こういうことあるんだなって。何とかマジックみたいだね。

眞田行政経営管理課長 作業時間の確認でございますけれども、契約締結時、今回の業務管理報告書の様式によりまして報告をしていただくことになっておりまして、作業日報などの提出は求める取り扱いにはなってございませんでした。実績報告書の提出におきまして、時間の割り振りでございますけれども、検収に当たっては、仮に土日祝日に作業をしていないということで機械的に作業時間を割り振った形でも、その結果、1日十数時間というような作業時間になるんですけれども、連絡のタイミングなどを見ると、やはり深夜とか平日以外でも、勤務をされている、作業されているということが、うかがい知れますので、この時間につきましては、適正な時間であると検収をしたところでございます。

白壁委員 そんなこともう聞いてないです。時間がこうだとか、日曜日はやったとか、やらないとか、計算すると合ってくる、皆さんそんなこと前から言われているから、逆算していますよね。それよりも、腑に落ちないのは、同じ時間を掛けている日が何日もあったり、これがわからないって言っている。まだ25時間は2つある。2つあるし、まだいっぱいある。同じが71時間も2つあるし。だから、こういうものをちゃんと確認できなきゃおかしいよっていうんだけど、日報は提出の義務を交わさないってことだけど、ということは性善説、弁護士はうそ言わない、そういうことでいいのかな。多分、これ同じものを同じ時間で同じメンバーでやって、それを4回この3万円の人が15時間分をやっていて、その成果を、いいよいいよ、これ4倍で4人で、これとこれを使ったから、それを係数で分けて計上したらいいじゃないかってやったんじゃないかなと思う。としか見えない。でもそれは違法ですからね。たまたまこう同じ数字が羅列されるっていうのは、15時間なんか2つ、3つある。4つあるんだよね。25時間もいっぱいある。2つある。これこの数字が好きなのかな。後から当てはめたに違いないと思う。このチェック、さっきの作業時間じゃなくて、日曜日を抜いて3カ月間でこうだこうだっていうのは、もうどっちでもいいです。これはどうなのか これ確認。答えられないですか。性善説とかいうのか、弁護士はうそ言わないで終わりですか。

眞田行政経営管理課長 今回取り決めにおきまして、作業日報などの提出を求めてはございませんけれども、繰り返しの御答弁になりますけれども、連絡の状況などを見ますと、深夜、平日、土日祝日にかかわらず勤務されているということは確かであると認識しております。

また、今回資料の提出に当たりましては、足立弁護士にも本当に事実なので、そのまま出していただいて構わないというお話をいただいておりますので、時間については適切であると認識しております。

渡辺委員 私も、引き続きその資料1の調査業務委託の委託費精算内容について、お伺いしたいと思います。

白壁委員からもるお話がありまして、私もまず見積書を昨年度の委員会のときに拝見したときに、こういったタイムチャージで時間制でやるのであれば、しっかりと管理をしなければならないと申し上げたところ、日報等の提出は求めていない。成果物にて判断するというような答弁をいただきました。

結果として、こういった形でそれぞれの項目ごとに作業時間で、こうやって

精算してくるのであれば、やはりこれは、もともと日報等でやるべきだったんだと思うんです。先ほどの課長の答弁を聞いていても、私たちもこの足立弁護士が深夜に電話をくれたとか、休日にくれたとかっていうだけでは、この時間が本当に正しいのかどうか、全く検証できないと思うんですよ。それは執行部の皆さん方だって検証できないと思うんですけれども、それでもなぜこれが適正だといえるんですか。

眞田行政経営管理課長 確かに契約の締結時におきましては、業務管理報告書を提出いただくときに、作業日報等の提出を求めているということで契約上、取り決めがその点はなされておりませんでした。こちらとしては、出てきました中間報告ですとか、確認をいただいた資料のボリューム、内容などを照らし合わせると、また今までの弁護士の方の作業をしている連絡体制のところの実績などを勘案しまして、この作業時間は適切になされていると、また今回議会に当たっては、事実であるということ再度足立弁護士には確認して、そのまま出していいということもいただいておりますので、適切であると認識をしております。

渡辺委員 これは本当に県として、足立弁護士がこれは適正だからそのまま提出していかるといって、これをそのままのみにして支払うという、私は、契約のときに大きな過失があったんじゃないかと思わざるを得ません。このように精算するのであれば、契約の段階でしっかり日報なり、あるいは、これほどの金額ですから、職員1人派遣するなりしてでも、足立弁護士とともに、どのぐらい作業をしていたのかという部分をしっかりと精査すべきではあった事例のかなと私は思います。

なぜなら、先ほど課長が答弁されたように、土日休んで71日働いて、日平均13時間、足立弁護士はもうこれ専門に、深夜まで働いたとしてで、この事案、専属でこの3カ月間働いてなければできない数字だと思います。ほかにもさまざまな訴訟委任をされていたり、訴訟代理で裁判所へ行くこともあるでしょうし、ほかの仕事をすることもある中で、この910時間っていう数字は、通常考えられない数字だと思うんですが、足立弁護士が通常どのような業務を行っているかは、私も詳細は知りませんが、しかしながら、この3カ月間これだけに全力投球したと言われますと、確か特別委員会に招致したときに、裁判所へ行かなきゃならないから特別委員会の招聘には応じられないっていう事案が過去にはあったかと思えます。

そういったことも考えると、私はこれはやはり契約時に大きな過失があったんじゃないかなと思わざるを得ませんが、再度これを県民の皆さんに、この足立弁護士が提出したこの積算内容が正しいと、正しく理解していただけるために、もっとしっかりとこの裏づけをしていく必要があると考えますが、今後何かされる予定はありますか。

眞田行政経営管理課長 現段階では、その対応については考えておりませんが、また今後この中間報告書の内容を充実するような形で、そういったところは取り組んでまいりたいと考えております。

渡辺委員 あと、中間報告書のちょっと確認なんですけれども、非開示とした部分ですね。非開示とした部分を改めてどこが非開示で、どの部分だという部分を教えていただきたいと思えます。

眞田行政経営管理課長 申しわけございません。今回非開示とした項目名を仮に記載いたしま

すと、県がどのような検証をして、どのような内容を詰めているかということが類推されまして、今後の訴訟追行上の大きな論点となってまいりますので、どういったものかということ自体が、今回お示しできないということで御理解いただければと考えております。

渡辺委員 少なくともこの富士急行との癒着の部分は、恐らく項目はあるんですけども、内容が非開示ということが見受けられるんですが、ほかにも恐らく可能性はあるということで理解いたしました。

続いて、新年度になりましたので、この調査業務委託を担った足立弁護士の今請け負っている業務は、私の承知しているところでは、恐らく更新されていれば顧問契約、訴訟代理人契約、そして検証委員会の業務、この3つだと思うんですけども、ほかには何かあるんですか。

眞田行政経営管理課長 そのほかにはございません。

渡辺委員 ないとすれば、恐らく先ほどの向山委員からも発言ありましたが、中間報告書でさらにこれを進めていく作業があると思うんです。その業務はどこが担うんですか。検証委員会の日当で足立弁護士はやられていくのか、それとも訴訟委任契約の月額の中でやられていくのか、今後の足立弁護士への支払いはどのように考えられているんですか。

眞田行政経営管理課長 検証委員会で内容を詰めていくということになりますので、現段階においては、検証委員会の日当の中で行っていただく形を考えております。先ほども御説明したとおり、かなりもう詰まっていると認識はしておりますので、あとは必要に応じた追記、修正という作業になりますので、新たな委託とかそういうものは、まだ全く考えておりません。

渡辺委員 それでは最後に、年度変わりましたので。私の承知しているところは、足立弁護士については、月20万円（消費税別）、20万円の顧問契約、そして訴訟委任契約20万円（消費税別）、そして日当9,800円の交通費別払いの検証委員会の日当と。この契約内容は変わったんですか。今現在どうなっているんですか。

眞田行政経営管理課長 変更はございません。

早川委員 まず、先ほど来、出ているその6,600万円の効果だと思うんですけど、私はこの6,600万円については、成果がポイントだと思っています。そういった中で、今回中間報告書をさまざまな見方が、時間とかあるんですけど、この中間報告書を見てみたんですけど、この90年、100年にかかわる経緯を、この短期間でしっかり調査をして、12ページかな、今までにない視点も出てきているわけじゃないです。それなりにというか、私は高度な法解釈とか、新しい論点がいっぱいできたものなんですけど、1点、そういった中で、この最後に資料目録がついていますよね。これはかなりあるんですけど、実際に調査した資料目録は、これは全てなのか、まず伺います。

眞田行政経営管理課長 資料5の資料目録（開示版）につきましては、今回お示ししました中間報告書（開示版）の結論に直接関係する資料のみでございます。したがって、今回お示しできない、これから大きな論点となるであろう事項に係る資

料というのは、記載自体がされておられません。

また、個人的なものについての資料も記載をしておりません。これは中間報告書を作成するために、直接必要になったものでございまして、この中間報告書の記載内容に直接関係するものでございます。そのほかでも、いろいろな角度からの検証に必要な権利関係の書類等につきましては、かなりの量を県有林課と関係課から御提出をさせていただいているところでございます。

早川委員 訴訟追行上、隠さなきゃいけない部分があると思うんですけど、これは大前提として、この裁判って今まで県がなかったような、県民の利益に当たる大きな裁判でして、これを受けるだけで、この短期間、90日ぐらいですかね、本当に1,400時間を集中的に新たな論点を出して、私は県民の利益を生み出すための適正な価値を目指すための中間報告は、私は、これは十分あると考えるんですけど、その点、県はいかがお考えですか。

眞田行政経営管理課長 この中間報告をつくるに当たって、過去からの経過ですとか、非常に幅広い資料から事実確認等をいたしまして、導き出されております。ここで書かれた、取りまとめた内容につきましては、今後の住民訴訟の関係等、この論拠といいますか、理論的な構築というのは非常に十分できていると認識しておりますので、十分今後活用できるものだと思います。

早川委員 最後に、ぜひ県民の利益のためなんで、この中間報告なりを、しっかり生かして、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

猪股委員 この中間報告書を拝見させていただいて、また説明を聞かせていただいて感じたことを言わせていただきますけど、県有地の貸し付けは、県と富士急の契約ですよ。県ということは知事さんですよ。それをちょっとお聞きしますが、いかがですか。

斉藤県有林課長 そのとおり知事でございます。

猪股委員 ここで先ほどこの中間報告書で、歴代の知事が損害賠償を受けなくて済むようなことが、この報告にありますけど、ここに集まっていた委員の中でも、歴代の知事に損害賠償を行っては困るということで、こういう心配をした中で、委員の解釈で意見を言わせていただいていますけど、知事がそうやって歴代の知事が損害賠償がないという形であっても、相手方は富士急行さんですから、今回のこの契約に、当初の契約ですね、これについての県の責任っていうのはどう捉えているんですか。その辺についてはどう県は思っているか、そのことにお答えください。

斉藤県有林課長 今後の検証の中で、その責任については、やはり議論していくことになるかと思いますが。

猪股委員 最後になりますけど、今までのことをいろいろ言っても、今責任転嫁された中でいろいろ決まってきたことがあるし、この中間報告書が成果物だという形であれば、将来のことを考えて議論を交わしていくのであれば、そのやり方も1つだということもありますし、当初の契約に対する責任は、十分県もしっかり解釈してもらって、認識してもらわなきゃなんない。そのことを言わないと、一方的に業者を責めるのではなくて、今後の県も考えていくのであれば、そこ

が一番重要だと思しますので、県もその対応をよろしくお願ひしたい。

皆川委員長 暫時休憩いたします。再開は4時10分です。

(休憩)

皆川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
質疑を継続いたします。

志村委員 まずこのそもそも6,600万円かけてつくっていただいた中間報告、内容もかなり入っているようですけども、金額もすごくかかっている割に、訴訟で主張を展開してきたことに大分金額が費やされているようにも見えます。とてもちょっときょうだけで、これを見るのは無理だと思いますんで、幾つかお聞きして、お答えいただける部分については承って、難しいことに関しては、また次回に教えていただきたいと思いますと思っています。

まず最初に、原告の準備書面の中の1点確認ですけど、準備書面9、7ページのところですが、この下のほうに、被告は地方自治法に反し、無効であるとの事実を認めている。この中に旧契約において、賃料の増額請求を違法に怠ったものであると原告が主張しています。これについて、県の考え方は同じということでしょうか。

斉藤県有林課長 その部分につきましては、今後の訴訟で主張していくことになると思います。

志村委員 今後の主張で県が旧契約において賃料の増額措置を違法に怠っていたと主張していくと今聞こえましたけど、それでよろしいですか。

斉藤県有林課長 そうではなくて、富士急側のほうの損害を主張していくことになるということでございます。

志村委員 原告が、県が旧契約において賃料の増額措置を違法に怠ったものであるという事実を、被告が認めていると原告が言っていることに対して、これは県の見解とは違うという理解でよろしいですか。

斉藤県有林課長 訴訟迫行のこともございますので、お答えは控えさせていただきます。

志村委員 これはもう出ている準備書面なんですよ。これからやることじゃないんです。もう主張がはっきりしていることなんですよ。それに対して県がどう考えているかっていうことを、ここでお示しできないっていうことはないと思いますよ。きょうお答えできないのであれば、ここについても原告の言っていることと、主張が基本的に変わりないと言っているっていうことですから、そこは過去の県の増額措置を違法に怠っていたという認識で、被告である県もいると理解をすることになるかと思います。

続いて、9ページになりますけど、監査委員さんの原告の主張によると、これが仮に被告の自白で、請求義務が確定することになると、監査請求が却下さ

れる前の段階と同じだと言っております。そういうことになると、私は監査委員の問題も生じてくると考えますが、県はどのように考えていますか。

眞田行政経営管理課長 基本となるのは、国家賠償法上との関係になってまいりますけれども、一般的には住民監査請求に対しまして、監査委員がその請求を実質に妨害する意図ですとか、不当な判断とか、そういった本来の権限を著しく濫用して違法に却下したとか、そのようなものになりますと、例外的な場合に限りまして国家賠償法上、違法になるのではないかとというような考えでおります。

志村委員 ここで言っていることは、そういうことじゃなくて、監査委員の監査の内容が失当だったのではないかと問題が生じますよねということ、私は確認をしたかったですけども、いかがですか。

小澤資産活用課長 監査委員の責任に関しまして、我々執行部といいますか、我々側でその責任の評価をするということではできませんし、差し控えさせていただければと考えています。

志村委員 承知しました。それからその下のほうに、結びで、この原告としては、今後請求の縮減及び拡張を行うことを検討していると。その時期はいつかということになると、被告の主張が尽きた段階となっています。検証業務の中では、まず癒着の関係ですとか、それから過去の貸し付け事務に係る組織的課題の検証しているのがなされているのかどうか、ちょっとわかりませんが、訴訟上の被告の主張というのは、これこそこれからのことなんで、なかなか回答は難しいかもしれませんが、まだ被告が主張を展開していくということも、私たちも考えておいてよろしいのでしょうか。

斉藤県有林課長 今後の訴訟追行のこともございますので、今ここではお答えすることはできません。

志村委員 あるだろうなって思っておりますけども、それから、今度は被告の準備書面で一番新しいものに関してですけども、若干猪股委員からもありましたけど、県として権限なき土地使用を富士急行がしていたということであるとすれば、これまでそれを例えば転貸の申請ですとか、そういうものを受けて許可していたという、こういう事実が発生してくるわけですけども、これについて、県の責任の有無というのはどのように考えればいいんですか、どこかにそういうのが明記してあるのでしょうか。

市川総務部長 今回、先ほど行政経営管理課長から御説明させていただいたとおり、検証委員会の中間報告という形で議会の皆様にお示しするとともに、準備書面についても口頭弁論が終わったものについては、提出はさせていただいております。

今後につきましては、当然検証委員会の目的の大きな1つが、訴訟追行のためということもございますので、この中間報告を活用させていただきながら、訴訟に臨んでいくという形にはなっていくわけですが、既に提出された個別の準備書面の内容であっても、そちらに対する例えば原告の準備書面の評価ですとか、被告たる我々の準備書面の考え方とか、こういったことは、いずれにおきましても今後の訴訟で争われる、議論されるということの可能性がございますので、一般論で恐縮でございますけれども、今後のことについては、たとえ既に出した準備書面であっても、コメントを差し控えさせていただくと

いうことにならざるを得ないということについては、御理解いただければと思います。

志村委員

この反射的に県が行ってきた行為についての考え方、要するに権限なき土地使用をしていた相手方から出てきたものに対して判を押したり、許可をしたりっていう、これまでの県の行為も、これだけ予算をつけていたんだから、ここそ検証委員会で、もっと調べて出していただく必要があると思います。私は少なくとも6,600万円かけたのに、これが出ていないことを、非常に不思議でしようがない。使用を認めていたということが、逆に言うと、その権限なき土地使用と言えは言うほど、ますますこの県のやっていたこととそごが生じてきてしまっていると。それは何ていうんですかね、補助職員たる責任は問わない的なことが、この書面の中にもちょっと書いてありますけど、そここのところをもうちょっときちんと説明をしていただけるようお願いしたいと思いますが、こここのところを踏まえて、もう一つお聞きしますけど、昭和42年8月22日の賃貸借契約、ここが新規に締結された賃貸借契約だと県は言っているわけですけど、このときにほかにも、別に第三者に貸し付けることは可能であったと主張しています。なんでほかの第三者に貸し付けなかったんですか。そのとき、やめればよかったじゃないですか。どうして富士急行さんと、このとき契約したんですか。

斉藤県有林課長 やはり訴訟追行上、それについてもお答えは差し控えさせていただきます。

志村委員

これは県有地の貸し付けの長大な歴史、そういう経過があると今までずっと県でもおっしゃっていた。だから、こういうところは非常に重要なポイントです。これ説明していただかないと、どこがターニングポイントなのかっていうのを、私たちも理解がなかなかできないです。こう主張しているのであれば、例えばですけど、ここの、これは12ページになりますけど、山梨県と補助参加人の間で本件各不動産に係る賃貸借契約が締結されたのは昭和42年8月22日、乙74号証が初めてであり、それ以前の使用関係について借地法の借地期間やその更新に関する規定の適用はなく、補助参加人による更新請求権を観念する余地はない。観念する余地はないっていうのは、実態からすれば観念しないことのほうが不自然なんです。そこについて県がきちんと、私たちにも説明していただかないと、これおかしなことになっちゃうと思います。いかがですか。

斉藤県有林課長 繰り返しになりますけれども、やっぱり訴訟追行上に係ることですので、お答えは控えさせていただきます。

志村委員

中間報告の41ページに、先ほどちょっと私が触れた部分、上から5行目になりますけど、本件においても、知事は原則として補助職員が財務会計上の違法行為をすることを阻止すべき指揮監督上の義務に違反し、故意または過失により、右補助職員が財務会計上の違法行為をすることを阻止しなかったときに限り責任を負うものと解されると、このように書いています。原則じゃない例外とはどんなことですか。

眞田行政経営管理課長 41ページの記載、原則としてということでございますけれども、現段階では一般論として記載がされておまして、また個々の状況においては、

ここの原則に当てはまらないような例外的な事象というものも存在し得るとい
うところのコメントとなっていると考えております。

志村委員

原則として書いてあるというのが一般論ということになると、ここに
書いてある内容、過去の知事に故意過失がなさそうな内容とも読めてしまいま
すけど、やはりますますそのところをしっかりと補助職員の方たちのじゃあ
行為はどうだったのかっていうことを、明らかにしていけないといけない、こ
のように改めて強く感じます。

そして、最初のほうで開発にどれだけかけたかに関して、それを明らかにし
ていないと、裁判上、富士急行がどれだけ開発に投資したかっていうことを十
分に明らかにしていないために、県がまた仮置きで数字で160億とか200
億とか利益を得ていたんじゃないかというお話になっていますけど、これもう
一回言いますけど、貸し主として権限なき使用者の状況っていうのをどうして
放置しているんですか。

斉藤県有林課長 今のお話ですと、やはりその点が今後の裁判のところの訴訟にかかわったこ
とでございますので、やはりお答えは控えさせていただきます。

志村委員

裁判上というよりは、これまでの長年にわたる管理の中で、県が今主張して
いる権限なき使用者が開発して維持管理している、その状況を放置していたっ
ていうことになるんですか。そうじゃないですよ。県有林課で3年に1回価
格調査もし、それぞれ個別に契約している県有林の借地の状況を、当然モニタ
リングしたり把握したりしているはずですよ。ですから、これはこの権限な
き土地使用、違法無効っていう主張は、非常に、とんでもなく今までやってき
たこととそごがあるっていうことなので、しっかり説明できるようにしておい
ていただかないと、やっぱり、なかなかこれ理解が進まないと思います。

最後に、ここの最初のほうにある金額が、先ほども何十時間ということが非
常に問題になっていました。これだけの費用をかけて知事の責任の確認、損害
賠償請求権の有無、請求額の調査、それからその期間の議会や監査委員等関係
の責任の調査っていうことをやられて、ほぼない、そう書いているっていうこ
とでいいんですか。そのところをきちんと記述しているのは何ページになる
んですか。

眞田行政経営管理課長 中間報告において知事の責任の関係の記述、過去の知事を含めての責
任の記述につきましては、42ページに天野元知事、山本元知事、43ページ
に横内元知事、44ページに後藤前知事、47ページに長崎知事の記述がござ
います。あと、県議会と監査委員の関係の法的責任につきましては、49ペー
ジ以降に記述がございます。

志村委員

私のほうからの質問はここまでにしますけれども、これが準備書面に追加さ
れた部分と理解しています。準備書面ではここまで入っていませんでした。で
すから、これは一番最初の質問で言ったとおり、原告と争いのあるところ
です。しっかりとそのところを原告と被告の裁判の中で争っていただくと
いうふうに、現時点で理解をしていますので、しっかりとこれからも訴訟を
継続していただきたいと思います。

山田（一）委員 私もこの特別委員会に初めて参加させていただきました、今まで傍聴させて
いただいた範囲なんで、ちょっと的外れの発言があったらお許しをいただき

いんですが、きょう中間報告という形で出まして、これが正直6,600万円の成果物であるとは、ちょっと非常ががっかりというか、量も含めてという感覚を持ちました。

で、また資料3の話に戻ると、ほかの委員からちょっとひんしゆくも買うかもしれないが、この後の質問の関係もあるので、あえて質問させていただきますが、資料3の1ページで、これは項目と時間数を書いているんですが、これはイメージとして、上からほぼ仕事に着手した順で記載がしてあるように私は感覚として見るんですが、まずそんな感覚なんではないでしょうか。

眞田行政経営管理課長 この資料3の1ページの項目の記載順ですけれども、契約書に定めてあります仕様がございまして、その項目の並びとなっております。

山田（一）委員 であれば、必ずしもリンクをしないところもあるんですが、一番最初に項目、だから1番目に、何を調査を依頼したかっていうと、主要順であればやっぱり一番主要なものから上に載せてあると考えると、歴代の知事の責任の確認というところが、今回でいえば一番大きなポイントになった仕様をお願いしたと、今の言葉から解釈をしていきますと、そう理解をしました。

ここに多額の時間を非常にかけているのと、もう一つここでちょっと疑問があるので、そこをまず解明したいんですが、令和3年度の賃料改定に向けた不動産鑑定に当たっての不動産鑑定士からの意見聴取、さらにその下に、平成29年の適正賃料の取得と不動産鑑定士からの意見聴取って、それぞれ50時間とか80何時間もかけているんですが、これってそんなにかける案件なんですかね。疑問に思いませんでしたかね。

眞田行政経営管理課長 この項目は意見聴取という表現をしておりますけれども、この項目について、不動産鑑定士から意見といいますか、考え方の聴取等を行いまして、またその意見に基づきまして考え方の整理というような作業をしたという、その作業の時間数ということで、こちらは認識しております。

山田（一）委員 今までのお答えを聞いていれば、なかなか核心には迫れないと思っておりますが、いずれですね、この項目の多くが訴訟を、足立弁護士にお願いをしたときに、既に調べてある内容がかなり記載をされているように私は印象を持ちまして、新たにこれがことしの1月になってスタートした内容ではない。つまりこれまでの裁判の過程で、少なくとも12月までの裁判の過程で準備書面を用意したときの根拠になっている内容が、ここにかなり記載があると、私は今回初めてこれを見させていただいて、委員としてここに参加してみると、そういう印象を持つんですが、それに対してはどのようにお考えなんではないでしょうか。

眞田行政経営管理課長 この業務委託につきましては、1月8日契約締結しまして、そこからいろいろな検証事務等を行っていただいております。当然その結果、2月の準備書面等に反映されている部分もございまして、そこに至るまでは非常に過去から全て経過から含めまして、昭和の初期の段階からいろいろと経過を調べるというような作業もございまして、その作業についての必要な時間であったという認識をしております。

山田（一）委員 核心に早く迫らなきゃいけないと思うんですが、少なくともこの中間報告によりますと、歴代の知事への責任というものは、なかなか根拠が乏しいということでありまして、2月議会、3月に入って特に延会までをして、いわゆる弁

護士費用の2億円ということが非常に大きな議論になりましたし、あわせて債務負担行為のことが大きな議論になって、最終的に70万円余ということで、取りあえずはこういう形になったんですが、そうすると、これ一応3月31日現在ですけれども、当然6,600万円払ってれば、口頭なり電話なり、先ほど聞いていると、夜遅く電話をしていればやっている、ということの中で、議会がこういう状況にある中で、何らかのやりとり、交通があったのではないかといい中で、実は当初予算で盛った2億円ですね。歴代知事への損害賠償77億円、それから鑑定評価における20億円、足して97億円、それが根拠になって、我々は裁判も終わってないのに、当初予算で盛るのはどうだろうということで、大きな議論になり、延会にまでなってきた。その根拠の少なくとも1つである歴代知事への77億円は、少なくともこの中間報告の中でいくと、今から検証委員会から出たこの報告をもとに庁内で検討するんでしょうが、原告はともかくとして、県のレベルでは、これの77億円については、責任が問えないように私は読めているんですが、それについて今現在の見解を教えてくださいませんか。

市川総務部長 結果としては修正され、減額されました訟務費に関してでございますが、その積算において、当時予算計上時ですけれども、想定される関連訴訟の規模をはかるために用いさせていただいたのが、住民訴訟の結果であるところの77億円ということと、令和3年度の賃料について予備的に通知させていただいた平成29年4月1日時点の金額でありますけれども、その2つを置かせていただきました。

今後、起こり得る訴訟の規模をはかるものとして、その2つの訴訟を使わせていただいた、積算に使わせていただいたということでございまして、その積算に用いたことが、イコールその当時から知事の責任があるなしと、そういうことを直接結びつけるとは、私どもとしては思っておりませんでしたし、結果としては今、県の主張としては、この中間報告の結果を踏まえて、今後裁判の中で主張していくことになろうかと思っております。

山田（一）委員 このことで大変な議論があったわけですね。それで私たちはまだ住民訴訟の裁判で何ら結論が出てないのに、予断をもって見込みで盛る予算、当初予算に盛るべきものではないということを一貫して、少なくとも我々誠心会は主張してきたわけでありまして、最終的に訴訟の対象額ではない場合は800万円を基準にするということで、過日のような2億円が70万円になったんですが、ということは、我々の主張というか、今現時点においては我々のとった行動が、今現在においては正しかったと考えられますが、総務部長としてはどのようにお考えでしょうか。

市川総務部長 議会の議会による修正の議決でございますので、余り私のほうから軽々に評価するというのは、差し控えさせていただきたいと思っておりますけれども、ただ、先ほどの繰り返しになってしまうんですが、当初予算にそもそも2億円弱の訟務費を計上させていただいたのは、いただいたなりの理由がございます。想定される関連訴訟が起こされるということを前提に、年度当初段階において必要な予算をとということで、それは予算特別委員会などで、るる御説明申し上げてきたところでございます。

ただ、それは当時の考え方としては、そのようにさせていただいたところでございます。結果として、あの修正議決ということを踏まえるとともに、あの附帯決議もいただきましたので、それを踏まえて年度の当初段階においての予

算としては、執行していくということで受けとめざるを得ないということでございますので、その議員の御指摘、お考えについて、私どものほうから評価するというのは、なかなか難しいところがあるかとは思いますが。

山田（一）委員 最後になりますけど、いずれにしろ、我々議員っていうのは、やはり県民の負託を受けた中で、予算執行についてもしっかりチェックをしていくっていう意味では、今こういう報告書をもって、少なくとも今現在であれば、我々のとった行動は正しかったなど、やはりその問題が起こったときに、丁寧に執行部は説明をしていけば、それに納得すれば、それに対して否ということ、私はないと思いますので、ぜひ今後もこの6,600万円がいまだにまだ議論をされているということが、ちょっと私も委員外議員じゃないけど、傍聴をしていた中で、かなり議論があったんですが、今回もちょっと言葉を選ばなきゃいけないんでしょうけど、ちょっとずさんな、ずさんという言葉がいいのかわからないけど、ちょっとこの6,600万円も含めて、この成果物、そういった裏の資料を見ると、かなりこれまでに発表された資料をもとに新聞にしろ何にしろとって、私からすればもちろん主要な部分はそれなりのお答えをいただいていると思うけども、ちょっと若干貧弱なイメージ、あくまで私の個人的な感想ですが、印象を持ちました。

それから、やはり今後も丁寧な説明を執行部は心がけていただきたいということも思って、要望して私は質問を終わります。

小越委員 いただきましたこの業務委託の報告書の一番最初の6ページに、調査の限界っていうところに、本報告書は裁判所等の第三者機関が本報告書と同様の事実認定や法的評価を採用することを必ずしも保障するものではないって書いてあるんですけど、これはこの中間報告を裁判所に提出することはないだろうし、これは県の見解であって、これが正しいとか、いいとか、悪いとかっていうのを県の意見と認識して、これが正しいとか間違いとかということじゃないってことですよね。裁判所の証拠資料に提出するわけじゃないんですよ。

眞田行政経営管理課長 裁判所に提出するための資料ではございませんし、この記載内容どおりに判決が出るという保障も全くございませんので、そういった意味で、必ずしも保障するものではないという記載がされていると認識しております。

小越委員 あくまで、県の見解、検証委員会の見解だということで、それを受けて県がこれを私たちに報告してもらったんだと思うんです。

それで、先日いただいた被告準備書面12のところにもあるんですけど、補助参加人、すなわち富士急さんが、平成9年4月1日以降、富士急は故意過失が認められ、不法行為に基づく損害賠償請求権がある。不当利得返還請求権を有すると書いてあるんですけど、平成9年4月1日以降、平成8年度年額5億406万円と実際に支払えた差額分を、富士急に対し不当利得の請求権を有すると書いてあるんですけど、ちょっと私よくわかんないですが、つまり富士急さんに、その損害賠償を幾らで、不当利得は幾らなのか、ちょっと私、読み込めないんですけども、それは金額は結局幾らなんですか。

斉藤県有林課長 ただいまの御質問にお答えしますが、これの算定につきましては、今後の裁判の主張の中で算定していくこととして考えております。

小越委員 いただきましたこの中間報告の31ページ。それから32ページ、それから

35ページ、ここに同じことがそっくり書いてあるわけです。この34ページのところですよね。不当利得返還請求権、それから富士急行が法定行使に基づく使用権原を有すると仮定した場合における請求権、そして35ページに、この準備書面、この35ページと準備書面12の29ページ、そっくり同じです。

さっき言いましたよね。これは裁判じゃなくて、これは県の見解だと書いてあるんだから、じゃあ県とすればここにそっくり書いてある35ページ、年額5億406万円と実際富士急がかかわった金額の差額について、不当利得請求権を有することになるって書いてあるんですから、それは裁判じゃなくて、これは山梨県がいただいた資料で、山梨県の見解なんですから、幾らかってわかるはずですよ。わからなかったら、この中間報告、何を意味しているんでしょうか。金額を示してください。

斉藤県有林課長 この文章につきましては、富士急行に対して不当利得返還請求権が有するという、そのあるということだけが書いてあるということでございます。

小越委員 その金額の差額分について、不当請求権を有するって書いてあるんですけど、金額はわからないけど、請求権だけあるっていうこと？ 請求権はあるけど、金額はわからない？ それでは請求額1円かもしれないけど、100億円かもしれないけど、それでこの中間報告が成り立っているんですか。

斉藤県有林課長 あくまでも、少なくとも平成8年度の賃料ということで、表記してございますので、今後の不当請求権の請求額については、今後算出していくことと考えております。

小越委員 計算していただきたいのは、35ページのと、少なくとも年額5億406万円と、実際に富士急行が支払えた金額、それは県が持っていますよね、富士急行から支払われた金額、この差額分について、ということは差額がわかるわけです。でも私には計算式がわからない。それは県が持っているはずですよ。その金額がわからずに請求権を有するっていうのは、ちょっとこの中間報告はいかがなものかと思えます。

先ほども言いましたけども、この35ページ、「また仮に」というとこと、この被告準備書面12番の30ページ、中間報告の35ページのア、前記1、(2)のとおり富士急行は遅くともありますよね、中間報告。これは準備書面のところには、(1)前記1のとおり、補助参加人は遅くとも、その補助参加人が富士急行になっているだけで、そっくり同じ文章です。全部同じです。同じ文章ですよ。この中間報告は6,600万円かけてやったわけですよ。6,600万円かけた。この準備書面は、顧問弁護士料と訴訟委任料で40万円出した。同じものを書いてある。ダブって二重払いしているっていうことじゃありませんか。だったら、どっちか引いてくださいよ。同じこと書いてあるんだから、いかがですか。

眞田行政経営管理課長 業務委託ですけれども、業務委託の目的自体が裁判の主張立証を補充するという目的もございますので、ここの中間報告で出された記載内容と準備書面の記載というのは、同じものになってくるというのは、逆に自然なものだと認識しております。

小越委員 自然のものであれば、じゃあ弁護士さん、訴訟にかかったお金は引いたらどうですか。同じようなことを二重払いしているんだから、これは、だからおか

しな支出になると私は思います。

それから、先ほどの故意過失の話ですけれども、この中間報告のところには、その準備書面12番には今回はできないと、関係者の聴取を含むさらなる事実関係が必要だから、追ってできるだけ速やかに主張を補充すると書いてあるんですけど、その後に後藤前知事に聞いたんでしょね、ここのところに書いてありますがね、後藤前知事に聞いたっていうことに、この資料目録に書いてあります。

それで、準備書面のところには、一貫して富士急行さんが不当利得があると。それで違法無効だと。よって損害賠償権を山梨県は有する。それから不当利得があったって言っているんですけど、片やこの、先ほども話になっています知事側のところですけど、私ちょっとまだ読み込めていないので、時間をいただきたいとは思っているんですけど、例えば42ページから各論で、天野元知事、山本栄彦元知事って書いてあるんですけど、天野元知事、山本元知事のところには、問題に気づく端緒に乏しかったと推察されると。山本元知事については、事情は認められない。ただし44ページ、横内元知事のところになりますと、真ん中あたりに、気づくことは可能であったといえると。後藤前知事のとこにいきますと、44ページから45ページにずっといくんですけども、46ページの18行目ぐらいですかね、したがって、後藤前知事においては、そもそも借地法の適用があるという前提の当否について、さらに検討し、問題点に気づくことは可能であったといえる。このオの上ですけど、この点において後藤前知事には他の元知事とは異なる事情があったといえる。で、47ページに、慎重さに欠いた嫌いがあり、落ち度がなかったとはいえないと思量する。

ということは、横内元知事、そして後藤前知事には、この問題点があることを知っていながら見過ごしていたということ、この中間報告には書いてあると理解してよろしいでしょうか。

眞田行政経営管理課長 中間報告書42ページ、各論で各知事の状況を記載してございますけれども、各知事さんの任期の中でこの県有地の関係、いろいろなアクションがございまして、そういった背景も異なると解しております。

また、いずれにしましても、いろいろなそういった任期中のアクションといえますか、節目節目のものがございまして、その点においては、いろいろな評価がなされるものだと考えておりますけれども、結論においては、責任原因となる事情は認めがたいというようなところの結論は変わらないという形で認識をしております。

小越委員 45ページの後藤前知事のところのウのところですよ。もっとも当該森林総合利用協議会において云々とかあるんですけども、この森林総合協議会と比較しても、深められた議論がなされたとは言いがたい。このことには委員である弁護士2名が平成29年2月に改選された新任委員であり、事実関係を十分把握するだけの時間や情報がなかったことも可能性があるということ、後藤前知事、横内元知事のところは、例えばその当時の弁護士、不動産鑑定士に責任があるとも読み込めるのでしょうか。

眞田行政経営管理課長 ここの44ページ、45ページは、そのような経過の可能性もあるところを言及しているものでありまして、責任的なものまでは、まだ評価しておりません。そう認識しております。

小越委員 それで、先ほどからずっとあるんですけど、誰の責任かっていうのが全くわ

からないです。ここを読みますと、公務員たる者は、その国家賠償法に基づきまして、公務員は責任を負えないと書いてありましたよね。指揮監督のもとでは、ここですね、39ページですね。知事の法的責任の性質等のところで、公務員がその一方の見解を正当と解し、これに立脚して公務を執行したときは、後にその執行が違法と判断されたからとあって、直ちに上記公務員に過失があったものとするのは相当ではないと判示していると書かれています。

なら、その当時、職員の方々はこれが正しいと思ってやっていた。弁護士からも不動産鑑定士からも正しいと言われていた。だから、この職員には責任がないというふうに、こう書いてあるんですけど、じゃあそうだとしたら、じゃあなぜ富士急行だけが不当利得があって、そして損害賠償をさせるのか、ちょっとよくわかんないんですよ。違法無効だって富士急さんに言っているのであれば、じゃあ違法無効のもう片方の契約者である県は、違法無効じゃなかったんですか。県には何の責任も誰もなかったと言い切っちゃっていいんでしょうか。そこがどうしても私にはわかりません。契約があるのに、向こう側だけで、こちらが賃料を提示したほうは、何も責任が誰もありませんでした。けども、言われたほうの人は、お金払え、損害賠償請求する、不当利得だって、それはちょっと社会的にもよく理解できないですけども、そこについて見解があったら教えてください。

小澤資産活用課長 この報告書の読み下しというところで御説明のほうをさせていただければと思います。40ページをごらんください。

3行目ですか、「なお、この点において」以下ですね。ここで最高裁判例等々を引いて、公務員個人の損害賠償請求責任を判断する枠組みと、不法占有、仮にの話ですけれども、土地を占有する、他人の土地を占有するものの権原の有無の判断の枠組み、これがまず違っているというところで、歴代知事の損害賠償責任の判断と富士急行さんに対する責任の有無の判断が変わってきているということが、こちらのほうに記載されているというものと認識しております。

その上で、損害賠償の責任と実際の一般論として、法律用語ではなくて、間違っただけをやって責任というものが、少し混同といいますか、一緒になっておりまして、今裁判の中で争われているのは、あくまで損害賠償を負うかどうかの責任、ここについてこの報告の中では判断といいますか、評価をしているということでございまして、それが無いからといって一般的に山梨県知事を含めて、職員も責任が無いということをこちらのほうで評価しているものではないと理解しております。

小越委員

山梨県も責任があるということですよ。今の話でいきますとね。富士急さんだけでなく山梨県にも責任があると。だけど、金を払えというのは富士急だけ。それは社会的にいかがなものかと思っています。

最後に、53ページのところに、過去の課題を踏まえた今後の事務手続のあり方についてというところがあるんですけども、2行目から、このような事実認定や法的調査は法律家の専門領域である不動産鑑定士の不動産鑑定評価は、これらの調査によって前提となる事実関係及び法律関係を固めた上で、その後実施されるべきであるものと思料する。その下に、山梨県の収入を巨大化するという観点は、大企業におけるビジネスと共通する観点である。このような分野において県内外を問わず、大企業のビジネス法務を専門的に取り扱う法律家を含む有識者の視点も取り入れて、適切な運用についての検証を行うことが有用と考えられる。

そのために要する時間や費用といった合理的な範囲のコストは、山梨県のト

一タールでの利益を巨大化する観点から、必要なコストであろうと考えられる。これは、知事が言っていた、確か私も質問したんですけど、そっくり同じなんですよね。これは確か足立弁護士たち3人が、こういうことがあるべきだと書いたんですけども、3月31日にいただきましたけども、その高額な弁護士費用について、どう思うかっていうときに、これとほぼ同じことを知事が言っていました。これは知事が言ったのか、この中間報告を受けてやったのか、その関連性っていうか、関係性についてどう思われますか。

眞田行政経営管理課長 中間報告自体は3月31日にいただいております。その関係から、この記述はいろんな節目で、こちら事務担当者が立ち会っているわけでもありませんし、日程的なものを全然把握しているわけではございませんけれども、知事と足立弁護士で、考え方のすり合わせ等をされたものかなとは推測はされますけれども、ここの事情については、自分のほうでは承知をしております。

小越委員 その左側のところに、過去の貸し付け事務に係る課題について真ん中ぐらいにあります。この予算を支出することに対する管理と比較して、所有する財産を処分することに対する管理、具体的には財産はできる限り有効に運用することについて、その重要性の認識が十分でなかったことが伺える。

これは知事が言っている県有資産をいかにお金にするかっていうことですよ。ここのところに貫かれているんですよ。だけど、私はお金はもうけるために、この貸し付け業務のほうが間違っていたとするのは誤りじゃないかと思うんです。この一番最後のページに書かれているのは、山梨県知事がホームページで言っていますウインウインの関係で、これから大型開発していくと。ここに最終的にいくのかなっていうことで、私は非常に心配しております。

もう時間がないので、ぜひきょうだけで終わらないので、次回もしていただきたいんですけど、私が資料請求してありました庁内の検討経過なんですけど、もう時間がないので、次回にお願いしたいんですけど、これは誰がしゃべったのか、誰が発言したのか、発言者の記録がないんですけど、それについては出ますか。

斉藤県有林課長 この冒頭説明させていただきましたけれども、森林環境部、総務部の関係者から聞き取ったものでございまして、誰がというのは特定できずに、聞き取った内容を総合的に書いてございますので、誰がという表現はできません。

小越委員 いや、誰が言ったかわからないと、誰の指示でやったかわからないんです。例えばこの2ページ目のところに、知事からの対応指示ってあるんですけど、弁護体制を強化するため顧問弁護士を追加すること、これは知事が言った言葉だと思うんですけど、じゃあ、なぜ知事がこの時期に弁護体制を強化する必要があるって言ったのか、そしてどうして足立弁護士になったのか、次のページのところです。3ページ目のところ、上になりますけど、内容、6月4日、現況をもとに賃料を算定する手法について、各種手法のシミュレーション結果を説明っていうことは、各種手法のシミュレーションの資料が必ずあるはずですよ。説明を口でやってもわからない。鑑定意見書の附属資料として提出された鑑定意見書の問題点の協議、具体的にはどんな問題点を協議したのか、誰が言ったのか、嶋内鑑定士に依頼することを決定、ここは誰が言ったのか、知事レクをやっていますよね。知事レクですもの。資料を出していただきたい。資料がないとどうしてこうなったのか、なぜ澤野鑑定士の鑑定書から嶋内鑑定士になったのか、ここの経過がわからないんですよ。なぜ藤田弁護士が途中でや

めたのか、なぜ弁護士を補強しようと言ったにもかかわらず、足立弁護士1人になったのか、その経過を、発言者がいるわけですよ。知事からの指示があって、それをどうやったのか、展開したのか、その経過が知りたいんです。そうしないと、どうしてこうなったのかわからないんですよ。資料は絶対あるはずですよ。知事レクへ行っているんですから。特にこのシミュレーションがあるはずですから、出していただきたいと私はお願いします。

きょうだけでは準備書面も含めて読み切れないので、次回また少しお時間いただきたいと思います。

浅川委員 答えも、今係争中っていうことだから、我々弁護士でもなんでもないから、裁判の材料になるようなこの質問戦はちょっとやめたほうがいいと思います。県有地っていうことで、もっと広い面でやってください。ぜひお願いします。

皆川委員長 それについて、きょうやっているのはこの中間報告についての議論をやっているわけです。本日予定していた時間が過ぎようとしておりますので、委員各位に申し上げますが、この中間報告につきまして、まだ内容について各自が読み込んでくる必要があるということで、本日の質疑はここまでとして、日を改めてこの中間報告を含めて審議を行いたいと思いますが、これについて御異議ありますか。

(「異議なし」の声あり)

皆川委員長 それでは、そのようにさせていただきます。
本日の件に関する質疑については、これをもって終了させていただきます。
以上で本日の予定は全て終了いたしました。今後の審査日程等につきましては、委員長に御一任願います。
本日はこれをもって散会いたします。

以 上

県有地の貸付に関する調査及び検証特別委員長 皆川 巖